

## 介護予防訪問介護

### (1) 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（下記の料金表）の9割が介護保険から給付されますので自己負担分は1割となります。

但し、平成27年8月1日から利用者のうち、第一号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である場合は、利用料の8割が介護保険から給付されますので自己負担分は2割となります。

何れの場合も、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

#### (基本料金表)

対象	利用頻度 他		1か月の料金
介護予防訪問介護費 Ⅰ	週1回程度の利用が必要な場合	要支援1 要支援2	11,680円
介護予防訪問介護費 Ⅱ			週2回程度の利用が必要な場合
介護予防訪問介護費 Ⅲ	週3回程度を超える利用が必要な場合		要支援2 37,040円
初回加算		2,000円	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数に加算率（8.6%）を乗じた単位数で算定	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定介護予防訪問介護を行なった場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を算定		

※ 月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

- 一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
- 二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

※ 月途中で要支援度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単位に基づいて利用料を計算します。

※ 上記の料金設定の基本となる時間は、利用者のケアプランに定められた時間が基準となります。

※ 月の途中で開始又は終了した場合は、日割りによる費用を計算（上記料金表の金額を30.4日で割る）とします。

※ 利用料に関しては、介護報酬の見直しにより利用料負担額が変更になる場合がありますが、その際には事前にお知らせします。

### (2) その他

- ① 利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担となります。